

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和元年6月28日

金曜日

号外(13)

## 目次

### 教育委員会訓令

- 富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令 1
- 富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令 2

## 訓令

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和元年6月28日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

### 富山県教育委員会訓令第2号

本 庁  
出先機関  
教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中

|                                     |                                 |   |
|-------------------------------------|---------------------------------|---|
| (5) 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための決裁文書 | 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための決裁文書 | を |
|-------------------------------------|---------------------------------|---|

|  |  |       |
|--|--|-------|
| (5) 審理員の指名、審理手続、<br>諮問、裁決その他の不服申立<br>てに関する文書 | 審理員の指名、審理手続、諮問、<br>裁決その他の不服申立てに関す<br>る文書 | に改める。 |
|--|--|-------|

様式第1号の1から様式第1号の3までの規定中「(日本工業規格A5)」を「(日本産業規格A5)」に改める。

様式第3号から様式第6号までの規定及び様式第8号から様式第11号までの規定中「(日本工業規格A4)」を「(日本産業規格A4)」に改める。

様式第12号中「(日本工業規格A5)」を「(日本産業規格A5)」に改める。

様式第13号及び様式第16号中「(日本工業規格A4)」を「(日本産業規格A4)」に改める。

様式第17号中「(日本工業規格A5)」を「(日本産業規格A5)」に改める。

様式第18号及び様式第19号中「(日本工業規格A4)」を「(日本産業規格A4)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の富山県教育委員会文書管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(教・教育企画課)

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和元年6月28日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会訓令第3号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第2号を次のように改める。

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの  
当該訴訟が終結するまでの間

第44条の2第4号を次のように改める。

(4) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づく開示請求があったもの 富山県情報公開条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間  
様式第1号の1から様式第1号の3までの規定中「（日本工業規格A5）」を  
「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第3号から様式第4号の2までの規定、様式第6号及び様式第8号中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

様式第9号中「（日本工業規格A5）」を「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第10号中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の富山県立学校文書管理規程に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（教・教育企画課）

